

児童虐待の防止等に関する法律に規定する身分を証明する証票を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十五号

児童虐待の防止等に関する法律に規定する身分を証明する証票を定める規則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律に規定する身分を証明する証票を定める規則（平成二十年三月奈良県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式（その二）（裏）中「前条第1項の規定による出頭のためには「正当な理由なく回項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の入入り又は調査を拒み、妨げ、又は回避した」並びに「又はその安全」を、「又はその安全」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の児童虐待の防止等に関する法律に規定する身分を証明する証票を定める規則の規定により交付されている身分を証明する証票で現に効力を有するものは、この規則による改正後の児童虐待の防止等に関する法律に規定する身分を証明する証票を定める規則の規定により交付されたものとみなす。